

## 男性料理教室のお知らせ

南丹市食生活改善推進協議会八木支部（くるみの会）主催で、「男性料理教室」を開催します。地元で収穫した野菜を使って、おいしい料理を作りましょう！！是非、お気軽にご参加下さい。

- ▲ 日時 平成19年1月20日（土）午前10時～午後2時
- ▲ 場所 南丹市八木公民館 2階調理室
- ▲ 定員 15名（先着順）
- ▲ 会費 800円（材料・料理本代込み）
- ▲ 持ち物 エプロン 三角巾 タオル
- ▲ 申し込み先 平成19年1月12日（金）までに、八木支所健康福祉課までお申し込み下さい。

《問合せ先》・・・南丹市食生活推進協議会八木支部  
松本浩子（TEL 42-3244）

## 障害者の自立を助ける会第22回定例会のお知らせ

南丹市八木町で障害のある人達と支援する人達が手を取り合い一緒に、「障害者が自立して生活ができる環境をつくろう」をスローガンに立ち上がった会です。障害者の自立に向けてグループホームづくりに頑張りたいと思います。

例会を毎月第4土曜日に開いています。是非、お気軽にご参加下さい。

- ▲ 日時 平成19年1月27日（土）午前10時～正午
- ▲ 場所 あじさい園喫茶室

《問合せ先》・・・障害者の自立を助ける会  
代表 井上 寿代（TEL 42-5085）

## 不用犬・ねこの引き取りについて

飼えなくなった犬やねこを放してしまうと、のら犬・のらねこになりますので、次の日時に南丹市役所八木支所まで持ち込んで下さい。

- ☆ 1月の引き取り日・・・15日（月）・29日（月）午前10時まで
- ☆ 引き取り場所・・・南丹市役所八木支所

## 1月分ごみ収集日について

ごみの区分	日程	地区
ビニールごみ	1月11日（木） 1月22日（月）	八木町内全域
ペットボトル、紙パック、段ボール	1月24日（水）	八木町内全域
スチール缶、金属類 廃家電、金属製の粗大ごみ	1月15日（月） 1月17日（水）	八木町の南・西地区 八木町の東・北、神吉地区
アルミ缶、アルミ製品	1月29日（月） 1月30日（火）	八木町の南・西地区 八木町の東・北、神吉地区
びん、陶器類	1月9日（火） 1月10日（水）	八木町の南・西地区 八木町の東・北、神吉地区

- ★ 燃えるごみの収集日は、月・木曜日です。
- ★ 収集当日の午前8時30分迄に指定の場所に出して下さい。
- ★ 指定の袋に必ず住所・氏名を書いて出して下さい。
- ★ 指定の袋以外では、絶対に出さないで下さい。

## 1月健康相談・健診日程表

実施日	内容	備考
1月12日（金）	乳幼児子育て相談 《乳児相談》 受付 午前9時30分～10時30分 場所 八木保健センター	生後12カ月未満の乳児
	《幼児相談》 受付 午後1時15分～1時45分 場所 八木保健センター	1歳～就学前の幼児
1月17日（水）	9～10カ月児健康診査 受付 午前9時15分～9時30分 場所 八木保健センター	平成18年3月～4月生まれの乳児
1月19日（金）	1歳6カ月児健康診査 受付 午後1時15分～1時30分 場所 八木保健センター	平成17年4月～5月生まれの乳児

《問合せ先》・・・八木支所健康福祉課（TEL 42-2300）

## 精神障害者家族の会おぞらの会のお知らせ

心の病について、家族だけで悩んでいませんか？また、家族自身が疲れてしまっているいませんか？ひとりで抱え込まないで、仲間（家族の会）同士語り合い、元気をつけましょう！毎月1回定例会を下記の通り開催しています。お気軽にご参加下さい。

- ◎ 日時 平成19年1月26日（金）午前9時30分～11時30分
- ◎ 場所 南丹市八木支所3階和室（菖蒲の間）

《問合せ先》・・・八木支所健康福祉課（TEL 42-2300）

## 農業所得収支計算説明会を開催します

平成18年産農業所得の申告から標準申告（面積課税）が廃止となり、実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算により申告いただくこととなります。

去る11月24日に農業所得収支計算説明会を開催しましたが、再度説明会の機会をつくってほしいというお声をいただきました。

つきましては、下記の日程により農業所得収支計算説明会を開催しますので、ご参加ください。

開催日	開催日時	開催場所
1月16日（火）	午後2時30分～4時	八木公民館
	午後8時～9時30分	

※ 2回開催します。どちらかご都合の良いほうにご参加ください。

### ● 申告をしなくても差し支えない方

- ① 収支計算の結果、所得金額が黒字とならない場合。
  - ② 家事消費、親戚等への配布（縁故米）など、事業として農業を行っていない場合等。
- ※ 農業所得が赤字の場合、収支内訳書の提出だけでなく、税務署または市役所へ申告することにより、他の所得と損益通算を行って申告できる場合もあります。

〔農業所得収支内訳書（南丹市提出用）について〕

- ◇ 平成17年産農業所得が黒字となった方を対象に郵送させていただきます。
- ◇ 地域総務課税政係や京都農協の南丹市管内各支店に設置いただいています。

### 『収支に関わる書類の整理を！！』

農業所得のある方は、平成18年に収穫する農産物の収入のわかる書類（出荷伝票等）や必要経費のわかる書類（領収書等）を整理のうえ、来年（平成19年2月～3月）の申告までに収支内訳書の作成をお願いします。

収支計算の算式

総収入金額

－ 必要経費

= 所得金額

◇ お問合せ先 八木支所地域総務課税政係 TEL) 0771-68-0021

